

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（中津小学校 ほか27校）買入

2 契約の相手方

(株)本田盛文堂

3 随意契約理由

(1) 選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

(2) 業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、(株)本田盛文堂との契約）

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11
条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立榎本小学校 ほか11校分）買入

2 契約の相手方

(株)かたの書房

3 随意契約理由

(1) 選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

(2) 業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、(株)かたの書房との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立阪南小学校 ほか11校分）買入

2 契約の相手方

(有)カクジツヤ商店

3 随意契約理由

(1) 選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

(2) 業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、(有)カクジツヤ商店との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立北鶴橋小学校 ほか6校分）買入

2 契約の相手方

(有)田上書店

3 随意契約理由

(1) 選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

(2) 業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、(有)田上書店との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立鯉江小学校 ほか6校分）買入

2 契約の相手方

ヤスヤ文具店

3 随意契約理由

（1）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究する地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会会議において、各教科の教科書を採択している。

（2）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約とする。（本案件については、ヤスヤ文具店との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立桜宮小学校 ほか14校分）買入

2 契約の相手方

イノウエ・ジム

3 随意契約理由

（1）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

（2）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、イノウエ・ジムとの契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
（電話番号 06-6115-7809）

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立喜連小学校 ほか7校分）買入

2 契約の相手方

（株）山田商事

3 随意契約理由

（1）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

（2）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、（株）山田商事との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
（電話番号 06-6115-7809）

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立粉浜小学校 ほか9校分）買入

2 契約の相手方

(有)後藤書店

3 随意契約理由

(1) 選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

(2) 業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、(有)後藤書店との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立依羅小学校 ほか8校分）買入

2 契約の相手方

ミシマ書店

3 随意契約理由

（1）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

（2）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、ミシマ書店との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立長吉小学校 ほか9校分）買入

2 契約の相手方

(有)松原文光堂

3 随意契約理由

(1) 選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

(2) 業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、(有)松原文光堂との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立大和田小学校 ほか5校分）買入

2 契約の相手方

松浦昌文堂

3 随意契約理由

（1）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

（2）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、松浦昌文堂との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立橘小学校 ほか4校分）買入

2 契約の相手方

北村正直堂

3 随意契約理由

（1）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究する地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会会議において、各教科の教科書を採択している。

（2）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約とする。（本案件については、北村正直堂との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立諏訪小学校分）買入

2 契約の相手方

奥田商店

3 随意契約理由

（１）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

（２）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、奥田商店との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

校園ネットワークシステム用ファイバチャネルスイッチ長期借入（再リース）

2 契約の相手方

株式会社 J E C C

3 随意契約理由

本機器については、校務系ネットワーク上で稼働するネットワーク業務システム（学校財務会計等）や校務支援システム等の各種システムが円滑に稼働するため、ネットワーク管理、市財務会計システムの連携対応などの運用のために、教専第536号「校園ネットワークシステム用ファイバチャネルスイッチ長期借入」として令和5年3月1日から令和6年2月29日まで契約を行った。

本来であれば、令和6年2月29日の借入期間満了にともない機器更新を行うものであるが、令和4年3月に教育情報ネットワーク（1次稼働）の運用が開始し、教育情報ネットワークにおいて提供する各種サービスについて、現行の校園ネットワークシステム上のサービスからの切替を各システムで検討・実施されたこと、また、令和6年1月に教育情報ネットワーク（2次稼働）で提供される予定の共通基盤サービス等の検討状況により、更新内容が確定せず、発注計画の見直しが必要となった。

上記検討の結果、令和5年7月に基本設計が確定し、当該案件以外の「校園ネットワークシステム用サーバ装置等一式 長期借入」と「大阪市教育委員会事務局教育情報ネットワーク統合用回線認証サーバ装置等長期借入」も含めた一括更新を令和7年3月1日から行うこととなったため、それまでの期間、現行機器を引き続き使用する必要が生じた。

現行機器は令和7年2月28日の一括更新まで使用状況に耐えうること、及び現行機器の賃貸契約を継続することで経費の抑制を図ることができることから現行機器の借入業者である株式会社 J E C C と特名随意契約により再借入契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
（電話番号06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

校園ネットワークシステム用サーバ装置等一式 長期借入（再々リース）

2 契約の相手方

株式会社 J E C C

3 随意契約理由

本機器については、校務系ネットワーク上で稼働するネットワーク業務システム（学校財務会計等）や校務支援システム等の各種システムが円滑に稼働するため、ネットワーク管理、市財務会計システムの連携対応などの運用のために、教専第522号「校園ネットワークシステム用サーバ装置等一式 長期借入」として平成30年3月1日から令和5年2月28日まで契約を行った。

本来であれば、令和5年2月28日の借入期間満了にともない機器更新を行うものであったが、令和4年3月に教育情報ネットワーク（1次稼働）の運用が開始し、教育情報ネットワークにおいて提供する各種サービスについて、現行の校園ネットワークシステム上のサービスからの切替を各システムで検討・実施されたことにより、更新内容が確定せず、発注計画の見直しが必要となったため、令和5年3月1日から令和6年2月29日までの間、教専第544号「校園ネットワークシステム用サーバ装置等一式 長期借入（再リース）」として再リース契約を行った。

その後、令和6年1月に教育情報ネットワーク（2次稼働）で提供される予定の共通基盤サービス等の検討状況により、引き続き更新内容の精査が必要となった。

上記検討の結果、令和5年7月に基本設計が確定し、当該案件以外の「校園ネットワークシステム用ファイバチャネルスイッチ長期借入」と「大阪市教育委員会事務局教育情報ネットワーク統合用回線認証サーバ装置等長期借入」も含めた一括更新を令和7年3月1日から行うこととなったため、それまでの期間、現行機器を引き続き使用する必要が生じた。

現行機器は令和7年2月28日の一括更新まで使用状況に耐えうること、及び現行機器の賃貸契約を継続することで経費の抑制を図ることができることから現行機器の借入業者である株式会社 J E C C と特名随意契約により再借入契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
（電話番号06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立神路小学校 ほか1校分）買入

2 契約の相手方

奥田文具店

3 随意契約理由

（1）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究する地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会会議において、各教科の教科書を採択している。

（2）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約とする。（本案件については、奥田文具店との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立常盤小学校 ほか7校分）買入

2 契約の相手方

(株)今西書店

3 随意契約理由

（1）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

（2）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、(株)今西書店との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立矢田小学校 ほか3校分）買入

2 契約の相手方

西 文光堂

3 随意契約理由

（1）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

（2）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、西 文光堂との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立東中川小学校分）買入

2 契約の相手方

三光堂文具店

3 随意契約理由

（１）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究する地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会会議において、各教科の教科書を採択している。

（２）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約とする。（本案件については、三光堂文具店との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立堀川小学校 ほか5校分）買入

2 契約の相手方

(株)カメイ

3 随意契約理由

（1）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究する地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会会議において、各教科の教科書を採択している。

（2）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約とする。（本案件については、(株)カメイとの契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立清水小学校 ほか8校分）買入

2 契約の相手方

(有)ブックス・ふかだ

3 随意契約理由

(1) 選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪
市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的
な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究す
る地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査
研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会
会議において、各教科の教科書を採択している。

(2) 業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校
への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科
書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）
が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給
所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱
として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内
全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供
給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の
代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大
阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約と
する。（本案件については、(有)ブックス・ふかだとの契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校指導書（大阪市立弘済小学校（本校）分）買入

2 契約の相手方

宇治書店

3 随意契約理由

（１）選定理由

小学校の教科書の採択については、教育委員会からの諮問を受け、大阪市立学校教科用図書選定委員会が、教科用図書の調査研究を行い、全市的な立場の中央調査委員会、採択地区ごとの地域実態を踏まえて調査研究する地区調査委員会、各学校の立場から調査研究する学校調査委員会の調査研究の結果をもとに調査の観点などをまとめた答申をふまえ、教育委員会会議において、各教科の教科書を採択している。

（２）業者選定理由

「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）が唯一の供給元となっている。

また、大阪市内の各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の代理店が行っている。

検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっており、大阪市内の各学校への供給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の代理店が行っている。

これにより、本事案に該当する小学校の教科書・指導書については、大阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約とする。（本案件については、宇治書店との契約）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

令和元年度 庁内情報利用パソコン等機器（教育委員会事務局）一式 長期借入
（再リース）

2 契約の相手方

株式会社 JECC

3 随意契約理由

当該機器は、大契甲第 6013 号「令和元年度 庁内情報利用パソコン等機器（教育委員会事務局）一式 長期借入」と契約を締結し、平成 31 年 3 月 1 日から 5 年間、教育委員会事務局等に整備されたもので、令和 6 年 2 月 29 日をもって当初の借入期間満了を迎える。

令和 6 年 3 月 1 日からは、デジタル統括室での一般競争入札により更新を行い、大契甲第 224 号「令和 5 年度 庁内情報利用パソコン等機器一式（グループ 4）買入」として新たに契約締結したところであるが、発注時点の令和 5 年 5 月時点の想定台数から端末が不足し、教育委員会事務局の事業実施の運営に支障をきたさぬために、一般事務用として、53 台分の端末を整備する必要が生じた。

そのため、令和元年度に借入した端末 507 台のうち、53 台について 1 年間再リースを行い、令和 6 年度発注予定である令和 7 年 3 月 1 日からの機器更新時において、53 台を含めた台数で発注を行うこととし、その間、現行機器については継続して使用に耐えうることを、ならびに現行機器の借入契約を継続することで経費の抑制を図ることができることから、令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日まで現行借入業者との特名随意契約により再リース契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部教育政策課（電話番号：06-6208-9013）